

グリーンパートナーマーク使用規程

令和5年8月1日策定

令和8年7月2日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、グリーンパートナーマーク（以下「マーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものです。

(マークの図柄)

第2条 マークは、別紙グリーンパートナーマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に掲げるものとします。

(使用目的)

第3条 マークは、林野庁ウェブサイトにおいて「グリーンパートナー」として公表されている企業・団体等（以下「使用者」という。）に対し、次の各号に応じた証として付与し、各自の取組をPRするために使用するものとします。

- 一 「森林×脱炭素チャレンジ」への応募者に対しては、森林整備への支援等を通じて脱炭素に貢献していること
- 二 「森林×ACTチャレンジ」への応募者に対しては、森林整備への支援等を通じてカーボンニュートラルの実現や生物多様性の保全に貢献していること
- 三 「森業アワード」への応募者に対しては、森業の取組を通じて関係人口の創出・拡大や山村地域の活性化等に貢献していること

(使用方法)

第4条 使用者は、名刺、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、包装資材、ウェブサイト等でマークを使用することができます。

- 2 マークのデザイン、色等は、別紙ガイドラインに指定しています。使用に当たっては、必ず同ガイドラインを事前にご確認ください。なお、マークの使用に当たっては、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

(使用料)

第5条 マークの使用料は、無料とします。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、本規程及びガイドラインを遵守するとともに、第3条で規定する使用目的を逸脱したマークの使用をしないよう細心の注意を払うものとします。

- 2 使用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、林野庁に通知するものとします。
- 3 使用者は、マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下「係争等」という。）については、対応を林野庁と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、使用者が負担するものとします。
- 4 使用者は、マークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとします。

（使用の差止め）

第7条 マークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、林野庁はマークの使用を差し止めることができます。

- 一 募金活動と結び付けた使用や不当な利益を上げるための使用
- 二 企業、団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
- 三 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 四 第3条で規定する「森林×脱炭素チャレンジ」、「森林×ACTチャレンジ」、「森業アワード」への応募内容に虚偽の記載があった場合
- 五 使用者が法令に違反した場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、林野庁が使用の継続が不適切と認めた場合

（規程の改定）

第8条 本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

- 2 本規定の改定により使用者に不利益が生じたとしても、林野庁は一切の責任を負いかねます。

（その他）

第9条 本規程に定めのない事項については、林野庁が判断するものとします。